

別添

君津市衛生センター整備工事

落札者決定基準（抜粋版）

令和元年7月

君津市

● ● ● 目 次 ● ● ●

1	入札参加希望者の備えるべき参加資格要件	1
2	基礎審査	3
(1)	審査項目	3
(2)	審査基準	3
3	工事価格の入札	3
4	定量化審査	3
(1)	定量化審査の基本方針	3
(2)	定量化審査の方法	4
(3)	定量化審査の項目及び配点	4
(4)	技術提案内容の得点化	4
(5)	工事価格の得点化	7
(6)	総合評価点数の算出	7
(7)	優秀提案者の選定	7

1 入札参加希望者の備えるべき参加資格要件

整備工事の入札参加希望者は、整備工事の入札公告から契約締結までの期間において、次に掲げる要件を全て備えていること。

- (1) 君津市建設工事等入札参加適格者名簿に登録されている者のうち、清掃施設工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者であって、整備工事の入札公告日から整備工事の契約締結日までの間に、君津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている日が含まれない者
- (2) 地方公共団体（一部事務組合を含む。）が発注した生物学的脱窒素処理方式による汚泥再生処理センター（資源化は助燃剤に限る。）の新設工事を元請けとして行い、平成21年度以降に竣工し、稼動開始に至った実績を有する者
- (3) 清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ、生物学的脱窒素処理方式によるし尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む。）の新設工事の監理経験がある技術者（3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）を専任で配置することができる者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は整備工事の入札公告日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (5) 特定関係にある会社同士の入札参加制限基準に基づく資本関係又は人的関係にない者
 - ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

 - (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の役員を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害される恐れがあると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる特定関係があると認められる場合

(6) 整備工事に係る支援業務等の受注者（一般財団法人日本環境衛生センター）又は当該受注者と資本若しくは人事面において特定関係にない者

(7) 審査委員会の委員が所属する企業でないこと。

2 基礎審査

(1) 審査項目

技術提案書の基礎審査における審査項目は、次に示すとおり、整備工事への適合性を判断する上で最低限必要な事項とする。

基礎審査の審査項目	
技術提案書	i 設計計算書と技術提案仕様書の整合性に関する事項
	ii 設備仕様書と技術提案仕様書の整合性に関する事項
	iii 図書類と技術提案仕様書の整合性に関する事項
	iv その他の書類と技術提案仕様書の整合性に関する事項
	v 提出図書間の整合性に関する事項

(2) 審査基準

技術提案書の基礎審査における適合段階及び審査基準における判断と対応は、次のとおりとする。

適合段階	審査基準	判断	対応
A	技術提案書が技術提案仕様書を全て満たしており、提出図書間の齟齬も認められない。	合格	工事価格入札の通知
B	技術提案書と技術提案仕様書に軽微な不整合が認められる。又は提出図書間に軽微な不整合が認められる。	合格	提案内容の改善指示 工事費再見積書の提出要請 工事価格入札の通知
C	性能やリスク分担に関する不整合、同一事項に対する2通り以上の提案等、技術提案仕様書との重大な不整合、又は提出図書間の重大な不整合が認められる。	失格	失格の通知

3 工事価格の入札

入札書に記載された工事価格が予定価格を超えていないことを確認する。この結果、工事価格が予定価格を超えるときは、その入札書を無効とする。

4 定量化審査

(1) 定量化審査の基本方針

整備工事の目的を実現する上で必要な事項を審査項目とし、提案内容の定量化を図ることにより、客観的な視点から最も優秀な提案者を選定する。

(2) 定量化審査の方法

入札参加者から提出された技術提案書の提案内容及び入札書に記載された入札価格について、審査項目ごとに得点化を行い、それらを合計した総合点数の最も高かったものを、優秀提案者として選定する。

(3) 定量化審査の項目及び配点

定量化審査における審査項目及び配点は、次のとおりとする。

審 査 項 目			配点
技術提案書	一般要求事項 (技術提案全体)	i 設計計算書と技術提案仕様書の整合性に関する事項	2
		ii 設備仕様書と技術提案仕様書の整合性に関する事項	2
		iii 図面類と技術提案仕様書の整合性に関する事項	2
		iv その他の書類と技術提案仕様書の整合性に関する事項	2
		v 提出図書間の整合性に関する事項	2
		小 計	10
	特定要求事項 (特定テーマ)	I 水処理機能に関する事項	15
		II 維持管理コストの低減に関する事項	15
		III 全体配置・動線計画等に関する事項	5
		IV 地域の活性化と地元貢献に関する事項	10
		V 施設の防災、減災等の災害対策に関する事項	5
		VI 臭気対策に関する事項	10
		小 計	60
	技術提案書の配点計		70
入札書	工事価格に関する事項	30	
配 点 合 計			100

(4) 技術提案内容の得点化

ア 技術提案内容の得点化の方法

技術提案書の提案内容について、審査項目ごとに評価段階に基づく5段階評価を行い、審査項目ごとの配点に評価段階における評価率を乗じ、審査項目ごとの得点を算出する。

イ 一般要求事項

一般要求事項に関する提案内容を評価する際は、審査項目ごとに次の視点に基づき行う。

審 査 項 目	評 価 の 視 点
i 設計計算書と技術提案仕様書の整合性に関する事項	各審査項目に対応する提案内容が、技術提案仕様書を満たしているか、又は提出図書間に齟齬がないかを評価の基本とする。技術提案仕様書を全て満足し、提出図書間の齟齬も認められない場合には、配点の100%を付与する。技術提案仕様書との軽微な不整合及び提出図書間の軽微な不整合が認められる場合には、その度合に応じて減点する。
ii 設備仕様書と技術提案仕様書の整合性に関する事項	
iii 図面類と技術提案仕様書の整合性に関する事項	
iv その他の書類と技術提案仕様書の整合性に関する事項	
v 提出図書間の整合性に関する事項	

ウ 特定要求事項

(ア) 評価段階、評価基準及び評価率

特定要求事項 I ～ VI の項目に関する提案内容の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	特 定 要 求 事 項 の 評 価 基 準	評価率
A	当該評価項目において、特に優れている。	1.00
B	AとCの中間程度	0.75
C	当該評価項目において、一定の評価ができる。(標準)	0.50
D	CとEの中間程度	0.25
E	当該評価項目において、優れていると認められない。	0.00

(イ) 評価の視点

特定要求事項に関する提案内容を評価する際は、審査項目ごとに次の視点に基づき行う。

審査項目・評価の視点		配点
I 水処理機能に関する事項		15
(1)	水処理機能の安定性（負荷変動、将来的な低負荷への対応等）について、優れた提案がなされているか。	10
(2)	提案した処理方式におけるトラブル事例が示され、その対応について、優れた提案がなされているか。	5
II 維持管理コストの低減に関する事項		15
(1)	維持管理コストの低減策、アフターサービス体制等について、優れた提案がなされているか。	10
(2)	維持管理コストの妥当性	5
III 全体配置・動線計画等に関する事項		5
(1)	施設稼働後の全体配置・動線計画の安全性・利便性について、優れた提案がなされているか。	3
(2)	現し尿処理施設を稼働させながら工事を実施する際の既設への影響（処理機能、動線等）について、優れた提案がなされているか。	2
IV 地域の活性化と地元貢献に関する事項		10
(1)	本工事における地元企業（君津市を本店所在地とする企業）及び地元人材（君津市在住者）の活用方針について、優れた提案がなされているか。	7
(2)	その他、地域社会への貢献について、優れた提案がなされているか。	3
V 施設の防災、減災等の災害対策に関する事項		5
(1)	施設の防災、減災等の災害対策（災害への備え）について、優れた提案がなされているか。	3
(2)	災害時における対応（早期復旧対策等）について、優れた提案がなされているか。	2
VI 臭気対策に関する事項		10
(1)	助燃剤、し渣等の車両積込・運搬時の臭気対策について、優れた提案がなされているか。	7
(2)	施設の臭気漏洩対策について、優れた提案がなされているか。	3

(5) 工事価格の得点化

工事価格のうち最も低い価格（以下「最低価格」という。）を30点とする。

それ以外の入札参加者の価格点数は、各入札参加者の入札価格と最低価格との比率に配点（30点）を乗じて算出する。

なお、価格点数は小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

$$\text{価格点数} = (\text{最低価格} \div \text{各入札参加者の入札価格}) \times 30\text{点}$$

(6) 総合評価点数の算出

技術提案書の提案内容に関する審査及び工事価格に関する審査により算出された審査項目ごとの点数を合計し、総合評価点数を算出する。

(7) 優秀提案者の選定

総合評価点数の最も高い者を、優秀提案者として選定する。